毎週火・金曜日発行

県

保安林予定森林

保安林の指定

(森

林

整

備

課

=

(農

村

課

サービス事業者を次のとおり指定したので、

告

示

目

次

土地改良区の役員の退任

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者

高高

낡

者福

祉

課

県営土地改良事業計画の変更 (二件)

地籍調査の成果の認証

森林法第百八十九条の規定による告示及び掲示

林

業

課

兀

用

地

対 策

課

 \equiv Ξ Ξ

都市計画決定の図書の縦覧

都

市

計

画

課

兀

不在者投票を行うことができる施設の名称等の変更

人事委員会規則の左横書きの実施等に関する規則

人事委員会告示の左横書きの実施等に関する規程

人事委員会訓令の左横書きの実施等に関する訓令

人委告示

(1)

正

誤

人委訓令

島 選管告示 人委規則 平成十五年度島根県林業改良指導員資格試験の合格

> 平成十五年十二月二十四日 第 五三三号

(水曜日)

号中

平成十五年八月二十九日付け島根県報号外第一〇三

告

示

島根県告示第千六十五号 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定に基づき、 同法第七十八条第一号の規定に基づき告示す

指定居宅

平成十五年十二月二十四日

島根県知事 澄

田

信

義

有限会社 事業者の名称 アゼ 事指定した 通所介護 もやいの家・井野 事業所の名称 字井野二四二二二那賀郡三隅町大 事業所の所在地 平成十五年十二 指定年月日

島根県告示第千六十六号

兀

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の土

平成十五年十二月二十四日

地改良区から役員の退任の届出があったので、

島根県知事

同条第十七項の規定により告示する。

澄 田 信

松江市土地改良区

五

退任した役員の氏名及び住所

五

兀

平成十五年八月二十九日付け島根県報第一五〇〇号

<u>企</u>

業

局

五

五

0

0

ので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり関係 宍道南地区を受益地域とする用排水施設事業(県営農村総合整備事業)の計画を変更した

なお、 当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了

後十五日以内に申し出られたい。 平成十五年十二月二十四日

平成15年12月24日

書類を縦覧に供する。

島根県知事 澄 田

信

義

縦覧に供する書類の名称

宍道南地区用排水施設事業 (県営農村総合整備事業) 変更計画書の写し

縦覧の期間

告示の日から二十一日間

Ξ 縦覧の場所

宍道町役場

島根県告示第千六十九号

の指定をするので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により保安林

する。

平成十五年十二月二十四日

島根県知事

澄

田

信

義

簸川郡佐田町大字佐津目八二六 保安林の所在場所

Ξ 指定施業要件 土砂の流出の防備

指定の目的

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び佐田町役場に備え置いて縦

覧に供する。)

(**≡**)

指定施業要件

三十条の二第一項の規定により告示する。 島根県告示第千七十号 次の森林を保安林予定森林としたから、

(-) 平成十五年十二月二十四日

保安林予定森林の所在場所

島根県知事

澄

田

信

義

指定の目的

那賀郡弥栄村大字小坂四四九の一

(=)

水源のかん養

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

立木の伐採の限度、次のとおりとする。

(-) 保安林予定森林の所在場所

那賀郡弥栄村大字野坂一六の一から一六の三まで、一九、二〇、二一の一、七二三、

七五五

指定の目的

島

指定施業要件 土砂の崩壊の防備

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

立木の伐採の限度 次のとおりとする。

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

覧に供する。 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び弥栄村役場に備え置いて縦

島根県告示第千七十一号

森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第

の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法(昭和二 に掲示するとともにその要旨を告示する。 十六年法律第二百四十九号) 第百八十九条の規定に基づき、その通知の内容を伯太町役場 平成十五年島根県報第千五百二十九号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次

平成十五年十二月二十四日

島根県知事

澄

田

信

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

能	郡	
義	名	
伯	囲丁	森
太	名	林
畑下十年	大	の所
年	字	在
六八七の一	地番	場所
板金益登	保安林所有者	不分明であ
五七兵庫県伊丹市	住	である通知の相手方
丹市千僧三丁目	所	手方

= 保安林として指定された目的

水源のかん養

島根県告示第千七十二号

の成果を次のとおり認証したので、同条第四項の規定により告示する。 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定に基づき、 地籍調査

平成十五年十二月二十四日

島根県知事 澄 田 信

第1,533号 (4) 池田 嘉戸 平成十五年度島根県林業改良指導員資格試験の合格者は次のとおりである。 名っ調 称た査 の行 松 美 吉 海 平成十五年十二月二十四日 浩章 都 直樹 江 田 \pm 市 町 村 町 ~ 十 五 年 年 ~ 中成十三年 ~ 十五年 年平 度成十 五 っ 調査 き 期行 度 度 度 和田 晃司 裕之 公 六十五枚 地籍図 十五枚 十六枚 \pm 成果の名称 森山 恩田 枚 地籍簿 理加 昭宏 ₩ 冊 冊 冊 地域を行つ 魚瀬 吉田 仙 崎 渡辺 小淵 道 (菅谷) 島根県知事 星児 義照 告 た 平成十五年十二月十二日 平成十五年十二月十二日 平成十五年十二月十二日 平成十五年十二月十二日 落部 認 澄 弘紀 証 田 年 月

に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十条第一項の規定による、都市計画の決定 平成十五年十二月二十四日

島根県知事 澄 田 信 義

都市計画の種類

松江圏都市計画地区計画

縦覧場所

島根県土木部都市計画課

日

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第百号

更があった。 び第三項第二号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり変 六年政令第七十八号) 第六条の規定により準用する公職選挙法施行令第五十五条第二項及 令第五十五条第二項及び第三項第二号並びに農業委員会等に関する法律施行令 (昭和二十 漁業法施行令 (昭和二十五年政令第三十号) 第九条の規定により準用する公職選挙法施行 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第三項第二号、

平成十五年十二月二十四日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

付属病院島根医科大学医学部	名称	施設の名称			
一出雲市塩冶町八九 -	所在地	及び所在地			
施設の名称	変 更 事 項				
島根大学医学邨	変更				
附属病院	後				

人 事 委 員 会 規 則

信 瀧

義

隆志

八事委員会規則の左横書きの実施等に関する規則をここに公布する

平成十五年十二月二十四日

人事委員会規則第二十七号

島根県人事委員会委員長

中

村

寿

夫

人事委員会規則の左横書きの実施等に関する規則

る規則 (平成十五年島根県規則第九十六号) の例による。 人事委員会規則の左横書きの実施等については、

島根県規則の左横書きの実施等に関す

則

(5)	平成15年12月24日		島	根		県	報			第1,5	533号	
	この訓令は、平成十六年一月一日から施行する。 附 則 別 (平成十五年島根県訓令第二十四号)の例による。 人事委員会訓令の左横書きの実施等については、島根県訓令の左横書きの実施等に関す人事委員会訓令の左横書きの実施等に関する訓令	島根県人事委員会委員長(中)村)寿(夫)の「大五年十二月二十四日(大事委員会訓令の左横書きの実施等に関する訓令を次のように定める。)	島根県人事委員会事務局	人事委員会訓令第一号	人事委員会訓令	この規程は、平成十六年一月一日から施行する。	平量	2 2 2	平成十五年十二月二十四日人事委員会告示の左横書きの実施等に関する規程を次のように定める。	人事委員会告示第八号	人事委員会告示	この規則は、平成十六年一月一日から施行する。
				:	十五ページ段	訂正する。日	ア		ジ 	訂正する。平成十五年ハ		
				: :	終 り から 四	- , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		g s t i		八月二十九日付:		正
				七号	島根県公営企業管理規程第二	1. 唐林县幸号夕第一〇三号中		六号	最高な に に に に に に に に に に に に に	正する。 平成十五年八月二十九日付け島根県報第一、五〇〇号中.		誤
				八号:	島根県公営企業管理規程第正		こ果りがあったりで欠りようこ	七号		五〇〇号中に誤りがあったので次のように		

	平成15年12月24日	島	根	県	報	第1,533 号 (6)
平成十五年十二月二十四日発行平成十五年十二月二十四日印刷						毎週火・金曜日発行
発 行 者						
島						
根						
県						
印発 行刷所 松松						
松江市学園南松 江 市 殿 町						
松陽印刷所島 根 県 庁						
定価一箇月						
定価一箇月(金二千四百二十円(送料共)						
\circ						